

重要事項説明書

作成日 令和5年6月22日

1. 事業主体概要

事業主体名	有限会社 ライフサポートさくら草
法人の種類	有限会社
代表者名	相原 香子
所在地	愛媛県松山市土居田町 141 番地 1
資本金（出捐金）	3,000,000 円
法人の理念	心の視線を合わせ、お一人お一人必要な存在であり、ご自身の居場所と確信して頂けるよう支援させて頂く。
他の介護保険関連の事業	

2. 事業所概要

事業所名	グループホーム 軽井沢
事業所の目的	認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活で機能訓練を行うことにより、尊厳のある生活を営むことができるよう適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。
事業所の運営方針	介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨、内容を厳守する。利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供。常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
事業所の管理者	相原 香子
開設年月日	2005年4月20日
事業所番号	3870104811
所在地、電話・FAX番号	(電話) 089-950-5044 (FAX) 089-993-8238 (住所) 愛媛県松山市土居田町141番地1
交通の便	和泉北バス停から徒歩で4分位
敷地概要(権利関係)	敷地面積: 約 1499.04 m ² 所有: (有) ライフサポートさくら草
建物概要(権利関係)	構造: 鉄骨造 3階建 延床面積: 約 1848.46 m ² 所有: (有) ライフサポートさくら草
居室の概要	1ユニット個室9室×2ユニット=個室18室
共用施設の概要	
緊急対応方法	緊急事態が生じた時は、119番に連絡、救急隊要請後、ご家族に連絡し、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。
防犯防災設備 避難設備等の概要	
損害賠償責任保険加入先	

3. 職員体制及び職務内容

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				認知症介護実践者 管理者研修
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員	認知症介護実践 管理者研修
介護従事者	18	13	2	5		介護福祉士（8名） 実務者研修（0名） ヘルパー2級（0名） 初任者研修（4名） 介護支援専門員（1名） 看護師（1名）	

- 管理者 管理者は業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 計画作成担当者 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡、調整を行う。
- 介護従事者 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

4. 勤務体制 1ユニット（各ユニット共通）

昼間の体制	2人（8:00～17:00 1人）（7:00～16:00又は13:00 1人） （9:00～18:30 1人）
夜間の体制	1人 夜勤（16:00～9:00）

5. 利用状況

利用者数	1ユニット当たり定員 9人、（ユニット数：2ユニット）総定員18人
------	-----------------------------------

6. 非常災害対策

- ・非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

7. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する介護サービス提供にあたって、事故が発生した場合は、市町村・当該利用者のご家族等に連絡し、必要な処置を講じるものとする。
- ・賠償すべき事態となった場合には、速やかに損害賠償を行う。
- ・前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加盟する。
- ・事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発防止の為の対策を早急に講じるものとする。

8. 秘密保持

本事業所の従業員及び退職者は、個人情報保護法に基づき業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密保持を厳守する。

9. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	<p>食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額が自己負担となります。(省令等により料金変動の場合は、別紙重要事項説明書を作成を行う。)</p> <p>但し①入居後30日間は初期加算により、下記金額に1日あたり30円割増になります。</p> <p>②医療連携体制加算(I)により、下記金額に1日あたり39円割増になります。</p> <p>③若年性認知症利用者受入加算により、1日あたり120円を対象の方のみ加算させていただきます。</p> <p>④介護職員処遇改善加算Iにより、1ヶ月あたり、所定単位数の111/1000を加算させていただきます。</p> <p>⑤介護職員等特定処遇改善加算IIにより、1ヶ月あたり所定単位数の23/1000を加算させていただきます。</p> <p>※上記の金額は負担割合が1割の場合です。負担割合が2割若しくは3割の場合もあります。</p>
居室の提供(家賃)	42,000円/月
食材料費	1,080円/日
水道光熱費	9,000円/月
消防設備費及び点検管理費	2,000円/月
個人消耗品の費用	理美容代・オムツ代その他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

入退居にあたっての留意事項

- ・ベット貸し出しの場合、退居時にマットレスのクリーニング代(¥5,000円)申し受けます。

基本料金

1日あたりの自己負担分 (1割負担の場合)	(2割負担の場合)	(3割負担の場合)
要支援2：743円	1486円	2229円
要介護1：747円	1494円	2241円
要介護2：782円	1564円	2346円
要介護3：806円	1612円	2418円
要介護4：822円	1644円	2466円
要介護5：838円	1676円	2514円

10. 協力医療機関

協力医療機関名	南高井病院
診療科目	内科：消化器科：循環器科：リハビリテーション科
協力医療機関名	清水医院
診療科目	内科
協力医療機関名	かとう歯科
診療科目	歯科：歯科口腔外科
協力医療機関名	松山デンタルクリニック
診療科目	歯科

11. 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者氏名：橋本 康子 (電話) 089-950-5044
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：松山市役所保健福祉部介護保険課 (電話) 089-948-6968 受付日 (平日) 8:30~17:15
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：愛媛県国民健康保険団体連合会 (電話) 089-968-8700 受付日 (平日) 8:30~17:15

外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：愛媛県福祉サービス運営適正課委員会 (電話) 089-998-3477 受付日(平日) 9:00~12:00 13:00~16:30
------------------------	--

1 2. 第3者評価の実施状況

- 有 ・ 無
- 直近の実施日 2020年10月25日
- 評価機関の名称 特定非営利活動法人 JMACS
- 評価結果の開示状況 Web上の『WAM NET』にて開示
事業所玄関にて開示

1 3. 重度化した場合における対応に係る指針

①日常的な健康管理

- ・ 利用者全員の健康管理（血圧測定・検温・体重測定等）を日常的に行う。

②通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整

- ・ 年に数回の健康診断及び健康管理。
- ・ 通院困難者に対する必要に応じた往診。
- ・ 医療に関する相談・アドバイス。
- ・ 入居者の状態により、診察・往診・入院などの対応。
- ・ 夜間における急病患者に対する診療・往診・入院に対応。

③看取りに関する指針

- ・ 利用者本人・ご家族がターミナルケアを希望した場合は、カンファレンスを開催し、利用者本人・ご家族にも参加して頂いた上で意思の確認を行い、各協力医療機関の医師及び看護師等と連携をはかりながら、安らかな終末期を迎えられる様スタッフが一丸となり介護させていただきます。
- ・ 24時間体制での看護師の派遣。
- ・ 利用者本人の意思及びご家族の意向、協力。
- ・ 医療機関との協力体制の強化及び看取り（ターミナルケア）実施への理解と協力。
- ・ 全職員を対象にユニット会議等で、看取り（ターミナルケア）についての勉強会を開催する。

④人員配置

- ・ 看護師を一名以上非常勤で配置し、勤務時間外も連絡が取れるように配慮する。又は、外部の医療機関・訪問看護ステーションと契約し、体制を整える。

⑤入院時の利用料について

- ・ 入院期間中、日割り計算とするもの。
 - 介護保険の利用者負担割合分
 - 食材料費
 - 水道光熱費
- ・ 入院期間中、日割り計算とならないもの。
 - 家賃
 - 消防設備費及び点検管理費

⑥ 急性期における医師や医療機関との連携体制

- ・ 利用者に、体調の急変などが発生した場合には、主治医・協力医療機関または訪問看護師の対応により、速やかに適切な処置を行います。また、主治医・協力医療機関による月2回以上の往診と、定期的な受診対応を継続的に行うことにより、ご入居者の身体状況を常に把握し、体調管理を行います。
- ・ 利用者が、体調の急変などにより入院を伴う医療処置が必要とされる状態になった時には、速やかにご家族に連絡を行います。
また、主治医・協力医療機関の医師により可能と判断された場合においては、グループホームに居住した状態で主治医・協力医療機関の医師、またはその指示による看護師の訪問対応により、医療処置を行います。
- ・ 主治医・協力医療機関の医師によりグループホームに居住した状態での看護・介護が困難と判断された場合または、利用者、代理人等が医療機関への入院を希望する場合には、医療機関への入院を調整します。

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選任しています。
虐待防止に関する担当者（介護支援専門員・橋本康子）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 6. 金銭管理等の取扱い

- ・ 当施設での金銭管理等を委託する場合は、別に定める「財産管理委託契約書」を締結の上、「預かり金等取扱い規程」に基づき管理致します。

年 月 日

(事業者) 有限会社 ライフサポート さくら草
ホーム名 グループホーム 軽井沢

住所 愛媛県松山市土居田町 141 番地 1

説明者名 印

私は、本書面に基づいて重要事項及び重度化した場合の対応に係る指針について説明を受け、その内容に同意します。

(利用者)

住所

氏名 印

(利用者家族代表)

住所

氏名 印

(身元引受人)

住所

氏名 印